

# 令和7年度 コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会

公益財団法人 医療機器センター

## 実施要領

公益財団法人 医療機器センターは、令和7年度の「コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会」を下記のとおり実施いたします。この要領を熟読し、内容をよく理解した上で、申込書類を作成してください。また、署名もれ・捺印もれ等、不備のないことを確認しお申し込みください。

作成にあたってはご自身が従事している(していた)事業所の許可番号の履歴及び許可年月日情報を事前に収集してください。

\*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、医薬品医療機器等法と記す。)施行規則により、医療機器販売及び貸与業の営業所管理者基礎講習会は、次の7つに分類されています。

|                                 |
|---------------------------------|
| 1. 高度管理医療機器 (※特定保守管理医療機器含む)     |
| 2. 特定管理医療機器 (※医療機関向け管理医療機器)     |
| <b>3. 指定視力補正用レンズ等[コンタクトレンズ]</b> |
| 4. 補聴器                          |
| 5. 家庭用電気治療器                     |
| 6. プログラム高度管理医療機器                |
| 7. プログラム特定管理医療機器                |

この内、本講習会は、**3. 指定視力補正用レンズ等[コンタクトレンズ]**を販売する営業所管理者の基礎講習として実施するものです。

**重要: 次頁の受講資格及びその注意書を熟読してください。**

(注) 本講習会は新たに資格取得を目的とされる方を対象としています。

既に資格を取得し、営業所の管理者となっている方の継続研修ではありませんのでご注意ください。

過去に本講習(平成17年度までの講習会名称:医療機器販売及び賃貸管理者講習会、平成26年度までの講習会名称:コンタクトレンズ販売営業管理者講習会)を受講し、既に修了証をお持ちの方は再度受講する必要はありません。

### ◆講習の目的及び受講資格◆

本講習会は、『医薬品医療機器等法施行規則第162条第2項第一号に規定する、指定視力補正用レンズ等のみの販売等を行う営業所の管理者の資格取得』を目的とする講習会です。

| 取り扱う医療機器の種類<br>〈管理者の資格の規定〉                                                                                                                                                                                                                         | 受講資格                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「指定視力補正用レンズ等」<br>平成18年厚生労働省告示第69号等により指定されているコンタクトレンズの範囲は次のとおりです。<br>・再使用可能な視力補正用色付コンタクトレンズ<br>・再使用可能な視力補正用コンタクトレンズ<br>・単回使用視力補正用コンタクトレンズ<br>・単回使用視力補正用色付コンタクトレンズ<br>・再使用可能な非視力補正用色付コンタクトレンズ<br>・単回使用非視力補正用色付コンタクトレンズ<br>〈医薬品医療機器等法施行規則第162条第2項第一号〉 | 指定視力補正用レンズ等の販売等に関する業務に1年以上従事した者。若しくは高度管理医療機器等の販売等に関する業務に1年以上従事した者。<br>※平成18年4月1日以前に薬事法で定める医療機器を販売等していた期間は、高度管理医療機器等を販売等していた期間とみなされるので、 <u>同一のものを講習会開催の日までに通算して1年以上取り扱っていれば</u> 、高度管理医療機器等に関して従事していた者とみなし、左記の受講資格として認められる。 |

- (注)1 「1年以上の従事期間」は、届出または許可を取得している複数の業態又は事業所における従事の期間を通算して計算しても構いません。
- 2 従事経験年数は、当該営業所で高度管理医療機器の販売業許可を取得した日以降を起算日としてください。(非視力補正用コンタクトレンズで高度管理医療機器の販売業許可を取得する以前の従事経験は含まれません。)
- 3 角膜矯正用コンタクトレンズ、治療用コンタクトレンズは医療機関向けの高度管理医療機器であり、本講習の対象医療機器ではありません。  
(角膜矯正用コンタクトレンズ、治療用コンタクトレンズを取り扱う営業所の管理者の資格を取得するための基礎講習会は「高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者講習会」です。)
- 4 医薬品医療機器等法上、コンタクトレンズは高度管理医療機器に分類されていますが、使用者が販売業者より直接購入し、日常生活で用いるという点で他の医療機関向け高度管理医療機器とは異なるため、講習内容をコンタクトレンズに特化した内容にして高度管理医療機器等販売及び貸与営業所管理者基礎講習と区別して実施しています。

#### ◇受講免除者◇

本講習を受講しなくても、医療機器の種類を問わず営業所の管理者の資格要件を満たす者として掲げられている者  
施行規則第162条第1項第2号、同条第2項第2号、又は同条第3項第2号の「厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者」の取扱い

(平成27年4月10日薬食機参発0410第1号厚生労働省大臣官房参事官(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)通知)

①医師、歯科医師、薬剤師の資格を有する者

②高度管理医療機器又は管理医療機器の製造販売業の総括製造販売責任者の要件を満たす者

(「大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者」等を指す)

③医療機器の製造業の責任技術者の要件を満たす者(製造工程のうち設計のみを行う製造所における責任技術者及びプログラム医療機器特別講習を修了した者を除く。)

④医療機器の修理業の責任技術者の要件を満たす者

⑤薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第7条の規定により同法による改正後の医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされたもののうち、同条第2項の登録を受けた者(みなし合格登録販売者)

⑥財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者

(平成6年から平成9年にかけて開催していた講習であり、現在は行っておりません。)

#### ◆講習の開催方法、期間及び受講申込締切◆

| 会期  | 開催方法                                                                                                                                                       | 開催期間                    | 申込締切日         |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 第1回 | eラーニング形式※                                                                                                                                                  | 令和7年 6月23日(月)～ 7月22日(火) | 令和7年 4月30日(水) |
| 第2回 |                                                                                                                                                            | 令和7年10月 1日(水)～10月31日(金) | 令和7年 9月 5日(金) |
| 第3回 |                                                                                                                                                            | 令和8年 1月 5日(月)～ 2月 6日(金) | 令和7年12月12日(金) |
| 注意点 | ※本講習会はインターネット上で行う「eラーニング」形式にて開催致します。<br>注1 先着順(受講申込書類の到着順)に書類審査をし、 <u>不備がないものから受付</u> します。<br>注2 本講習は個人に係る資格取得の講習です。お申し込み後の <u>受講者変更はできません</u> ので、ご注意ください。 |                         |               |

#### ◆講習の内容◆

カリキュラムは別記のとおりです。

#### ◆受講料◆

14,800円 [消費税・テキスト代を含む]

・お振込後は、原則として返金は出来ませんのでご了承ください。

・お支払いについては、ご登録されたメールアドレス宛へ送信される  
審査結果通知内に記載されていますのでご確認ください。

#### ◆受講申込み及び送付方法◆

当財団のホームページ(<https://www.jaame.or.jp/>)より申込みに必要な上記書類作成のための手続きをしてください。インターネット環境がなく当財団のホームページより手続きができない方につきましてはお電話にてお問合せください。受領した受講申込書類は原則返還いたしませんのでご注意ください。

◆審査結果通知について◆

先着順(受講申込完了順)に書類審査を行います。申込書類に不備がある場合は審査に時間を要し、その間は保留扱いとなります。

なお、書類審査通過後に書類の虚偽記載・誤記載・証明内容と勤務実態に相違がある等が発覚した場合には、例え修了証を送付した後であっても受講資格無しとみなされ、資格は取り消しとなります。書類の作成には十分に注意してください。

**書類審査を通過した方には随時審査結果通知(受講料の納入方法のお知らせ含む)をメールにて送付します。**

◆受講方法について◆

受講料の納入が確認された方には講習会受講期間が近づいた段階で受講方法等のご案内をご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆テキストについて◆

講習会受講期間が近くなりましたら送付先指定のご住所へ郵送いたします。

◆試験結果の通知について◆

ご登録いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

◆講習修了証の発行について◆

オンライン発行いたします。(オープンバッジ)

◆試験について◆

- ・試験問題数: 12問
- ・試験実施方法: インターネット上での三者択一方式
- ・出題の範囲: 講習会での講義内容

◆個人情報の取扱いについて◆

当講習会にお申し込み頂いた個人情報(氏名・住所等)は、法令等により個人情報の提供を要求された場合を除き、当財団に關係する業務の範囲内に限定して利用させていただきます。

また、受講要件を満たさなかった方の申込書類は、当財団において責任を持って適切に廃棄いたします。

【参考】厚生労働省令に基づく基礎講習の区分体系等については、当財団のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【問合せ及び申込み先】

ホームページアドレス: <https://www.jaame.or.jp/>

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MKビル 2F

公益財団法人 医療機器センター 研修事業部

E-mail: req-seminar@jaame.or.jp

## 令和7年度コンタクトレンズ販売営業所管理者講習会カリキュラム

| 科 目                                                                             | 分   | 講師等                          |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------|
| I. コンタクトレンズの医学的側面                                                               | 50  | 日本コンタクトレンズ学会<br>担当者          |
| II. 販売業・貸与業に関する医療機器等法の規定<br>1.医療機器等法<br>2.医療機器等法施行令<br>3.医療機器等法施行規則             | 100 | 公益財団法人医療機器センター<br>常務理事 新見 裕一 |
| III. 関連法規<br>1.医療法・医師法等について                                                     | 40  | 公益財団法人医療機器センター<br>常務理事 新見 裕一 |
| V. 販売業者等の品質確保における業務管理について                                                       | 70  | 一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会<br>担当者   |
| IV. 医療側からみたコンタクトレンズの販売について                                                      | 50  | 公益社団法人 日本眼科医会<br>担当者         |
| VI. 医療機器の流通における品質確保について<br>1.流通の現状について<br>2.販売倫理・公正競争規約<br>製造業者側からみた販売業者のあり方を含む | 40  | 一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会<br>担当者   |
|                                                                                 | 20  | 一般社団法人 日本コンタクトレンズ協会<br>担当者   |
| テスト                                                                             | 10  |                              |

※講義の順番及び講師等については変更になる場合があります。